

令和4事業年度決算の臨時利益について

- 国立大学法人会計基準等の改訂により、令和4事業年度から固定資産の減価償却費に対応した収益を計上するための勘定科目「資産見返負債」が原則廃止されました。
- これにより、令和4事業年度決算においては、期首における「資産見返負債」のうち、705億円を臨時利益として収益に計上しております。

参考

国立大学法人会計基準等の改訂

項目

令和3事業年度まで

令和4事業年度以降

損益均衡会計
(資産見返負債)の
原則廃止

損益均衡を目的として、運営費交付金、寄附金、補助金等を財源に固定資産を取得した場合、資産見返負債を計上し、減価償却に合わせて収益化。

イメージ

貸借対照表

資産	負債		
建物 60	資産見返負債 60		
純資産			
	× 1年度	× 2年度	× 3年度
費用 (減価償却費)	20	20	20
収益 (資産見返負債戻入)	20	20	20

一般に分かりにくい資産見返負債の処理を廃止し、運営費交付金や寄附金で固定資産を取得した場合は、収益化。ただし機関補助金は、資産除却時に返還を求められる可能性等を考慮し、資産見返負債の会計処理を継続(勘定科目は長期繰延補助金等に変更)。

イメージ

貸借対照表

資産	負債		
建物 60	純資産 (純利益 60)		
× 1年度 × 2年度 × 3年度			
費用 (減価償却費)	20	20	20
収益 (^(例) 運営費交付金収益)	60	0	0

固定資産取得時に全額収益化